

放置自転車をなくすための対策を進めています

市は、自転車が引き起こす問題とその解決策をまとめた「自転車利用総合計画」に基づき、さまざまな取り組みを行っています。

一定期間放置された自転車の撤去・処分

一定の期間放置された自転車は、市の保管場所に移動。持ち主が分かる場合ははがきで連絡し、引き取りに来ない場合は処分しています。

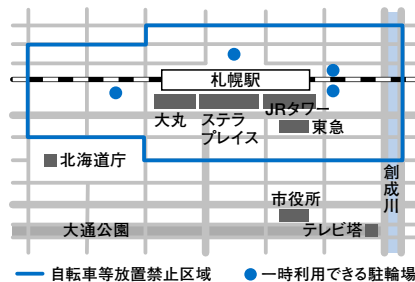
● 駅前など

通行の障害になる、緊急車両の停止が困難などの理由から、札幌駅周辺など市内18カ所を「自転車等放置禁止区域」に指定。ここに放置された自転車は、速やかに撤去しています。

● 歩道、駐輪場など

放置禁止区域以外でも、歩道などに3日以上、駐輪場に7日以上放置されている自転車は撤去しています。

■ 都心部の放置禁止区域



自転車の撤去はほぼ毎日行っている。

新たな駐輪場の整備

昨年策定された市のまちづくり計画に沿って駐輪場を増やしています。今後数年をかけて、計2,500台分以上の整備を行う予定です。

都心で行う駐輪場整備計画

◆ 整備済みの駐輪場

- ・大通公園5・6丁目駐輪場
→159台分整備済み
- ・西2丁目線駐輪場
→179台分整備済み

◆ 整備予定のもの

- ・駐車場の上部の空間に整備
→約900台分を予定
- ・大通地区再開発に合わせて新築ビル内に整備
→約1,500台分を予定

皆さんの
ご意見をお聞かせ
ください

上記の対策に加え、都心部でのさらなる駐輪場の整備を検討しています

上記の駐輪場の整備を全て実現できたとしても、都心部では駐輪場の不足が見込まれます。そのため市は、さらに2,000台以上の駐輪場を確保した上で、放置自転車を即時撤去できる区域を拡大することが効果的と考え、検討を進めています。

検討案その1

地下に駐輪場を整備する

道路や公園などの地下に駐輪場を整備する形式です。

検討案その2

タワー型の駐輪場を整備する

自転車専用のエレベーターが付いた駐輪場を整備する形式です。

※検討案1、2以外の方法も検討しています。

即時撤去できる 区域の拡大も検討中

都心部では札幌駅周辺のみ指定している「自転車等放置禁止区域」を、南は国道36号まで、西は西9丁目付近まで広げることも検討しています。

課題

20億円以上の建設費や
毎年の維持費が必要に

新たな駐輪場の整備には、地価の高い土地の取得や、新たな建造物の建設が必要になるため、約20億円～30億円の費用が掛かると想定されています。さらに維持管理費も毎年掛かります。

都心部に新たな駐輪場整備が必要かどうかの意見のほか、放置自転車をなくすためのアイデア、要望など、自由にご意見をお寄せください。

提出 方法

封書、はがき、ファクス、Eメール。8月31日（金）（消印有効）までに自転車対策担当（〒060-8611 中央区北1西2、ファクス218-5134、Eメールjitensha@city.sapporo.jp）へ。

今後の スケジュール

- 8月 市政世論調査や市民の皆さんからの意見の収集
- 9月 収集した意見の分析
- 10月末 有識者などによるシンポジウム（予定）

↓
これらを踏まえ
新たな駐輪場の整備について判断